

こたまコラム (矢作新報社への寄稿内容)

今年の夏は「殺人的な暑さ」と表現される程の猛暑であり、豊田市内では熱中症により児童が亡くなられるという悲しい事故も発生しましたが、この様な悲しい事故を2度と起こさないためにも、これまで以上に熱中症に対する細心の注意が必要です。

豊田市をはじめ各市町では、小中学校における空調設備設置の新規・前倒しも計画されていますが、空調設置以外にも、猛暑日における体育・屋外授業等の実施基準の整備・運用の厳格化が必要と考え、愛知県議会9月定例会の文教委員会において、県教育委員会の見解を求めました。

現在、熱中症予防に関する学校活動に特化した形での指針は無く、湿度・気温等を取り入れた「暑さ指数」を指標とした「熱中症予防運動指針」が県教育委員会作成の「あいちの学校安全マニュアル」に記載されていますが、熱中症の発生には環境条件・運動内容・児童生徒の健康状態などが関係しており、「暑さ指数」を始めとした特定の条件だけで、屋外授業等の実施の是非を具体的に示すような画一的なマニュアル整備は難しいとの答弁でありました。

但し、今回の豊田市の事故を踏まえ、体調不良の児童生徒については、活動前・活動中の体調チェックに一層の注意をすると共に、猛暑時における体育・屋外授業等については縮小・中止等も検討するよう引き続き指導する。更に「あいちの学校安全マニュアル」における記載についても、今後改訂充実させていきたいとの答弁もありました。

従って、今後のマニュアル改訂については引き続きチェックし、児童生徒の皆さんの体育・屋外授業等における安全確保に努めると共に、安心して学校生活を過ごせるよう、教育環境の充実に努めてまいります。



愛知県議会議員

こたま よしかず

樹神 義和 